

第18回食品表示部会 資料より
(平成24年6月25日開催)

各論点の今後の考え方

論点1 品位の表示について

(経緯)

平成22年10月のパブリックコメントにおける意見として、
相当のふるい下米が流通していて、それが品質や食味の低下を招いているのではないか。

全生産量の中でくず米を使った粗悪品が出ていて、これに表示がないことが問題である。

が出され、精米の品質や食味に影響を及ぼすと考えられる「ふるい下米」及び「砕粒」について検討することとされた。

(前回提示した論点)

検討すべき表示の対象について

1. 「ふるい下米」を表示対象とする場合には、「ふるい下米」の定義について検討する必要があるが、販売戦略、品種、地域でふるい目幅が違う状況では、「ふるい下米」を定義し、その使用及び割合表示を義務化することは、難しいと考える。
2. 一方、精米の品質基準として明確な定義がある「砕粒」を対象とすることとしてはどうか。「砕粒」は、食味に影響するものであるが、価格からその割合を判断できない実態にあったため、一定以上含まれる場合に、その旨を表示することは消費者の選択に必要な情報になると考えられるのではないか。

論点 1 品位の表示について

(今後の方向性)

1. 砕粒は天候や品種によって発生率が変わり、また、精米過程で不可避免的に発生するものであることも考慮して検討する必要がある。
2. 砕粒の含有率が食味に及ぼす影響であるが、15%程度までは差がないというデータがあるがどう考慮すべきか。
3. 事業者は、製品を一袋一袋検査していないことから、例えば、砕粒 %以上と表示することは、表示の真正性を担保するのが困難との指摘がある。
4. 仮に数値を書き入れるとしても、事業者は出荷段階の検査数値となり、その後の流通段階でも砕粒が発生し、消費段階で砕粒の割合が変化していた場合に、その数値をどう評価するかが問題となる。
5. 以上のことから、砕粒の割合を表示させる以外の方法(例えば一定の品位であることを判別できる基準の検討)も含め、消費者が中身を見なくても品質を判断し、商品選択ができる方法を幅広く検討すべきではないか。
6. なお、ガイドラインを活用した業界内での自主的取り組みの推進も促すべきではないか。

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

(経緯)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)抜粋

規制改革事項

米の農産物検査法(年産や品種の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>

対処方針

米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聞きつつ、検討を行い、結論を得る。

(前回提示した論点)

1. 米トレーサビリティ法では、産地情報の伝達を義務としているが、品種・産年については義務としていない。
2. このため、産地・品種・産年に関する情報伝達については、JAS法の表示基準の中で検討すべきであると考える。
3. 現行の原料玄米の品種・産年の根拠としている農産物検査の証明は、取引当事者間の申告ではなく、第三者機関が実施している証明である。これに代わる第三者機関が実施する証明については、現状見当たらないという意見がある。
4. このことから、品種・産年を表示するに当たっては、情報の信頼を確保することが重要であるが、他にどのような方法があり得るのか、具体的に検討していく必要がある。

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

(今後の方向性)

1. 品種・産年の表示を証明するには、
 - 生産履歴(種苗管理、栽培管理など)
 - 流通・取引時の記録(伝票など)
 - 生産・流通の各段階での現物確認(分別管理が条件)等のチェックが必要となり、チェック方法としては、
 - ・ 第三者のチェックを伴う認証
 - ・ 科学的分析等による証明等の手法が想定される。
2. 1を踏まえた上で、農産物検査法以外の方法を取り入れる場合、以下の課題がある。

農産物検査の証明は、第三者機関の客観的証明として、全国の生産・流通の各段階で一定の基準として受け入れられている。これに代わる第三者がチェックする制度の証明については、情報信頼性を確保できる制度設計を検討する必要がある。また、事業者を受け入れられる制度内容であることが必要である。

米は、全国で数百種類の品種が栽培されている。生産履歴をチェックする手法として、地域で現在定着している農産物検査法以外に、表示を担保できる新たな制度を導入するには、時間とコストを要することが想定される。

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

(今後の方向性) 続き

科学的分析手法(DNA検査など)の証明をもって、品種(産年は無理)の表示を可能とすることはすでに議論に上がっているが、現在、DNA分析が可能な品種は限定されることや検査コストが高く、ロットの証明、検査実施機関等をどう定めていくのか等の問題もある。また、現場で日常的に実施する検査手法としては現実的かどうかとの指摘もある。

3. 以上から、新たに第3者のチェックを伴う制度を設けるとした場合
 どういう仕組みであれば実行可能性の高い制度となるか
 既存の制度の改正等により実行可能性の高い制度が可能かを幅広く検討し、検証する必要がある。

論点3 複数原料米の都道府県名等の産地・品種・産年の表示について

(経緯)

1. 現行の品質表示基準では、農産物検査等の証明を受けた玄米の産地・品種・産年が同一の場合に限り、単一原料米として、その表示を義務化している。
2. 平成22年10月のパブリックコメントにおいて、複数原料米についても、消費者の商品選択の機会を増やすため、原料玄米の都道府県名等産地・品種・産年とその原料玄米の使用割合を表示すべきとの意見があった。

(前回提示した論点)

1. 複数原料米の場合、農産物検査の証明を受けていない玄米については、品種・産年表示について表示禁止事項として規定されており、農産物検査の証明を受けた玄米についても任意に記載することとされている。
2. 単一原料米については、産地・品種・産年の表示が義務付けられており、複数原料米についても、任意の表示が可能であることにより、産地・品種・産年を確認して米を購入したいという消費者のニーズにある程度対応できる状況になっている。このような状況を踏まえ、複数原料米について表示を義務付けることなど、更なる情報提供の推進についてどのように考えるべきか。

(今後の方向性)

1. 単一原料米については、産地・品種・産年の表示が義務付けられている中で、複数原料米を選択する消費者が、産地・品種・産年の情報の何を選択の基準としているのか把握する必要があるのではないか。
2. その上で、複数原料米の表示の実行可能性について、頻繁に変わる原料米の仕入れに対応した表示切換えが可能かどうか見極めるべきではないか。
3. また、一律に表示の義務化は困難であるという意見が多いことから、複数原料米の産地・品種・産年の表示について、事業者が対応できる条件設定が可能か検討してはどうか。
4. また、未検査米について、どのように取り扱うかも検討が必要である。